

令和8年第2回鹿角市教育委員会

会 議 録

令和8年2月26日

鹿角市教育委員会

令和8年第2回 鹿角市教育委員会会議録

令和8年第2回鹿角市教育委員会会議を令和8年2月26日午前9時30分鹿角市役所第1・2会議室に招集した。

1 出席した者の氏名は、次のとおりである。

教育長	阿	部	義	弘
教育委員	田	中	喜	昭
教育委員	和	田		学
教育委員	吉	田	孝	子

2 欠席した者の氏名は、次のとおりである。

教育委員	安	倍	良	行
------	---	---	---	---

3 事務局職員として会議に出席した者の氏名は、次のとおりである。

教育部長	黒	澤	香	澄
大湯ストーンサークル館長	花	海	義	人
総務学事課長	似	鳥		映
総務学事課学事指導管理監	駒	ヶ	嶺	充
生涯学習課長	黒	澤	香	澄
スポーツ振興課長	古	田		渡
スポーツ振興課政策監	田	原	智	明
総務学事課学事指導班指導主事	米	田	樹	史
総務学事課主幹兼学事指導班長	田	村	めぐみ	
生涯学習課主幹兼社会教育班長	村	木		芳
生涯学習課副主幹兼文化財振興班長	鎌	田		学
生涯学習課文化の杜交流館長	成	田	小百合	
大湯ストーンサークル館副主幹	鈴	木	和	明
総務学事課主幹兼総務班長	大	森	美佳子	

4 付議した議題は、次のとおりである。

(1) 協 議

- ①第2次鹿角市学校教育振興基本計画改訂（案）について
- ②第9次鹿角市社会教育行政中期計画（案）について
- ③第4次鹿角市スポーツ推進計画（案）について
- ④第3次鹿角市子ども読書活動推進計画（案）について
- ⑤特別史跡大湯環状列石第二次環境整備基本計画（案）について

(2) 議 案

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 議案第3号 | 令和8年度鹿角市教育執行方針について |
| 議案第4号 | 鹿角市歴史民俗資料館条例の一部改正について |
| 議案第5号 | 令和7年度一般会計補正予算第11号（教育費）について |
| 議案第6号 | 令和8年度一般会計当初予算（教育費）について |
| 議案第7号 | 鹿角市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る意見聴取について |
| 議案第8号 | 教職員人事異動の内申について |

5 議事の大要は、次のとおりである。

教育長 おはようございます。ただいまから、令和8年第2回鹿角市教育委員会会議を開催いたします。本日の会議は、はじめに事務局より報告を受け、その後に協議案件5件と議案6件についてお諮りいたします。それでは事務局からの報告を受けます。事務局をお願いします。スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。私から1件報告させていただきます。第80回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会についてであります。本大会は去る2月14日から17日まで、青森県大鰐町を主会場に開催されましたが、本市では15日にスペシャルジャンプ競技、16日にコンバインド競技を行い、全国各地から87人の選手をお迎えして予定通りに終了することができました。主会場での競技に出場する選手団の一部についても、延べ1,803人が鹿角市内に宿泊するなど、地域経済の活性化にも貢献できたものと思っております。

教育長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。ないようですので報告を終わり案件に入ります。はじめに、①第2次鹿角市学校教育振興基本計画改訂（案）について協議いたします。事務局、資料の説明をお願いします。学事指導管理監。

総務学事課学事指導管理監 はい。それでは、第2次鹿角市学校教育振興基本計画（案）について、私の方から説明いたします。本計画の実施期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間となっています。そのため、大きな変更はありません。文言や施策の柱、事業の加除修正についての説明となります。あらかじめご承知おきください。ただし、軽微なものについては説明を割愛します。加除修正した部分については見え消し線や朱書きで示しております。1、2ページ目の「第1章 計画策定の全体像」及び3、4ページ目の「第2章 基本方針」について、大きな変更はありません。ただ、4ページ目にある「基本方向」としていた文言について、「基本方針」と修正しています。これは、この後に説明する「第3章 施策の柱と具体について」においても同様となりますのでご承知おきください。修正した経緯についてです。本計画は令和2年度に県が示した「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」を参考に作成しており、当時県では「基本方向」という文言を用いていたため、本計画はそれに倣って作成しました。今年度から県では「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」を策定し、これまで使用していた「基本方向」という文言を「基本方針」に変更しておりました。そこで、本市の計画も同様にした次第です。

5ページをご覧ください。ここからは「第3章 施策の柱と具体について」となります。まずは「目標1 確かな学力と高い志を育てる教育の充実」についてです。「基本方針1」の施策の柱①について、6ページに「課題研究活性化事業『学校の教育力を向上させるための職員研修の実施』」とありますが、これは「施策の基本方針8 教職員のモチベーションと資質の向上」に関わることでありますので削除し、「鹿角市教育センター主催事業の充実」とします。施策の柱②「望ましい学習集団の育成による児童生徒の学力向上対策」は「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」とします。理由についてですが、朱書きの説明にあるとおり、令和の日本型学校教育では、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進することにより、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力等や自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度等を育成することを目指しています。本市でこれまで取り組んできた標準学力調査やhyper-QU検査を今後も継続し、成果を検証していきたいと思っています。前回、和田委員からご指摘のあったとおり、狭義としてとらえるのではなく、ICT教育やGIGAスクール構想、キャリア教育等も踏まえたうえでの取組と考えています。文言の修正として、「標準学力検査」を「標準学力調査」、「QU検査」を「hyper-QU検査」とします。なお、「QU検査」を「hyper-QU検査」に修正する部分はこの後も出てきますのでご承知おきください。7ページから「基本方針2」となります。8ページまで加除修正はありません。9ページをご覧ください。「施策の柱③」です。「鹿角市の未来を支え盛り上げる人材の育成」は、「鹿角市の未来を支える人材の育成」とします。事業として行っ

ていた「夢の教室開催事業」は、来年度からの事業廃止に伴い削除します。また、「鹿角音楽祭開催事業」については、令和5年度をもって終了しておりますのでこちらも削除します。「高等教育機関との連携と支援」については引き続き行ってまいります。昨年度から鹿角3高校が統合して鹿角高等学校が開校しましたので、文言の修正を行いました。9ページ途中から「基本方針3」になります。10ページをご覧ください。「施策の柱①」について、「学校のデジタル化に迅速に対応」とありましたが、「学校のデジタル化を効果的に推進」と修正し、「ICT活用教育事業」を加えました。「施策の柱②」について、「小学校における教科担任制導入」は、以前から一部専科教員で教科を担当しているため「導入」を削除し、また、「CIR（国際交流員）」については現在おりませんのでこちらも削除しました。また、「施策の柱③」にある「隣接市町村の児童生徒との交流」及び「姉妹校・兄弟校交流」についてはこれまで実績がなく、今後とも予定がないため削除しています。

次に11ページをご覧ください。ここから「目標2 豊かな心と健やかな体を育み、将来の自立を支える教育の充実」についてです。「基本方針4」の「施策の柱③」では12ページにある「LGBT理解」を「多様性理解」に文言を修正しました。「基本方針5」にある「施策の柱②」の「鹿角市給食センターの機能強化」について、現在の給食センターは平成31年4月に開設し、市内小中学校すべての給食をセンターで調理・配食しているため削除となります。「栄養教諭による食育の推進」は、栄養教諭だけが食育を行っているわけではないため「等」という文言を加えました。「施策の柱③」について、「体育授業」という文言を「学校体育」に、「運動部活動の充実」という文言を「運動部活動の効果的な推進」に修正しました。「運動部活動の効果的な推進」とした理由については、令和6年度から市教育委員会で取り組んでいた「中学校運動部活動地域移行事業」が、生徒及び教職員にとって互惠性をもった「地域展開・地域連携」に移行し始めており、モデル事業を集合型や派遣型で行ったり、部活動指導員を配置したりしている現状を踏まえてのこととあります。13ページをご覧ください。「基本方針6」について、「施策の柱①」にある「特別支援教育の充実」は「充実」を「推進」としました。「推進」という文言には「充実」という意味合いも包括しており、特別支援学級数や普通学級に在籍している支援を要する児童生徒の割合が増えてきていることを踏まえ、各校におけるインクルーシブ教育の構築や県立特別支援学校のセンター的機能の活用など今以上に進められるよう、働きかけていきたいと考えています。「施策の柱②」について、「就学前相談の充実と小学校教育との円滑な接続」は「学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進と小学校教育の円滑な接続」としました。本市における就学前相談は、県教育委員会等関係機関と連携して本当に充実しており、今後も継続していきます。そして、「架け橋期のカリキュラム作成」についての一文を加えております。具体的には、5歳児と小学校1年生のそれぞれ1年間における活動が何を目的として行われているのかが見える年間計画を作成することになります。この背景には、子どもの発達や学びの連続性を意識していない幼保小が多いことにあります。そのため、国及び県では、園の保育と小学校の教育を円滑に接続させるために、「幼保小の架け橋プログラム事業」に取り組み始め、各市町村でも取組が進んでいます。県内の他市町村と比べると本市はやや出遅れた感がありますが、今年度から八幡平地区をモデル地区として取組を進めています。来年度以降、市内全域に広げていく予定としておりましたが、年度途中で学校再編計画が持ち上がりましたので、計画について再検討中です。なお、14ページには「架け橋期のカリキュラム作成」の文言を追加しています。「施策の柱③」にある「かづのこもれび教室運営事業」でのWi-Fi環境整備はすでに完了しているため削除しています。

続いて「目標3 学校教育環境の充実を図り、地域とともに取り組む、多様で質の高い教育の実現」についてです。15ページをご覧ください。「基本方針7」について、「施策①」にある「メール配信システム」という文言を「学校連絡アプリ」に修正しました。また、「小中学校普通教室等空調設備設置事業」と「十和田中学校改築事業」については完了しているため削除します。「施策の柱② 学校の適正配置・統廃合の推進」について、児童生徒数の減少に歯止めがかからない状況を踏まえ、令和8年度をめどに次期学校再編計画を策定することとしました。そのため、説明の文章を現在のものに

修正しています。「施策③ 通学の安全対策」については、16ページにある「施策④ 学校の危機管理対策」に包括することとしました。そのことに伴い、「施策④」を「施策③」とし、文言を「学校の危機管理対策の徹底」と修正しました。説明の文章について、「学校の耐震化をはじめ」の部分はすでに完了しているため削除、下から3行目にある「最近熊が通学路上に頻繁に目撃されるようになって」の部分の「通学路上に」を削除、「感染症対策についても、クラスター（集団感染）が発生しないよう」の部分の「対策」及び「クラスター（集団感染）が発生しないよう」を削除しています。「基本方針8」について、17ページをご覧ください。「施策の柱①」の「若手教員の力量アップ研修 他校のベテラン教師の研究授業を2回以上参観させる」では、若手教員の力量をアップさせるための取組として、「研究主任おすすめの授業」や「鹿角教育実践発表会」「鹿角教科授業研究会」などがあり、鹿角市教育センターが行っている事業であるため、「鹿角市教育センター主催事業の充実」に修正しています。「施策の柱③」では「校務支援システム」に「統合型」を加え「統合型校務支援システム」に修正しました。また、「学校給食公会計化事業」は、学校給食の無償化を優先して取り組むため削除します。「勤務時間管理ICカード導入」は、導入された統合型校務支援システムの中に出退勤管理機能があり、ICカードによる管理は昨年度末で終了したため文言を削除しました。「校務支援システム機能の拡充」については「統合型校務支援システム運用の推進」と文言を修正しました。18ページをご覧ください。「基本方針9」について、説明の文章部分です。1行目にある「これまでやや閉鎖的であった学校を開き、」は「開かれた学校づくりを通して」に、2行目にある「取組が注目されています」は「取組が求められています」にそれぞれ修正しました。2行目から3行目にかけてある「コミュニティ・スクールの導入により」を削除し、3行目に「コミュニティ・スクールを充実させ」を加えています。「施策の柱① 学校運営協議会を核としたコミュニティ・スクールの推進」と「施策の柱② 地域学校協働活動推進事業による学校の活性化」を一つにして、「学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進」としました。理由は、県北地区の学校教育の推進資料である「北の教育要覧」では、学校運営協議会と地域学校協働本部は両輪となって一体的に推進していくことが推奨されているからです。このことを踏まえ、説明の文章について、「子どもたちの健やかな成長と質の高い教育の実現を目指して、学校と家庭及び地域が一体となって教育活動を推進する必要があります。そのためには、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を両輪とした、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進していきます。」としました。19ページをご覧ください。項目「地域人材の活用」について、現在、人材バンクは管理されていないため削除し、文言を修正しています。20ページをご覧ください。「施策の柱①」と「②」を一つにしたことに伴って、「施策の柱③」を「②」にしました。なお、本計画を課内で見直していったところ、昨年の総合教育会議でお示した「第2次鹿角市学校教育振興基本計画 全体像」にある「施策の柱」や「主な取組」部分の文言について、修正を余儀なくされる箇所が若干あります。後ほどご確認くださいよう、お願いいたします。

最後になりますが、表紙をご覧ください。現段階では（案）を付しております。この後、委員の皆様からご協議いただき、それを反映させて正式なものにしていきます。1枚めくっていただき、目次をご覧ください。ページを割り振っておりますが、この部分は修正しておりません。加除修正箇所について協議・承認されれば文字数や行数が変わりますので、それを反映させた目次に直します。背表紙部分ですが、「令和3年3月発行」の下に「令和8年3月改訂」を入れております。以上、長くなりましたが説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。13ページの架け橋期のカリキュラムのところですけども、昨今この言葉がいろんな場面で聞かれるようになってきてまして、幼保期から小学校への接続を緩やかにという趣旨だと思うのですが、具体的にはどんなカリキュラムを想定されているのか、例え

ば、学校教育というものと保育であれば、どちらかというと教育より保育の方が強いと思います。そこら辺のイメージが湧かないのですが、どのように解釈すればいいか説明していただければと思います。

教育長 はい、学事指導管理監。

総務学事課学事指導管理監 はい。具体的に申しますと、幼保の方では保育要領というのがあります。小学校、中学校、高校では学習指導要領というのがありますが、その保育要領の中に、幼児期に求められる10の姿というのがあります。その10の姿に近づけていくために保育園、幼稚園では様々な活動をしているわけです。それが遊びであったりということがあるのですが、その遊びが何のために行われているのかということ、低学年をよく担当している先生だと重々承知しているのですが、高学年を担当している先生はあまりよくわかっていないので、その保育、遊びが何のために行われているのかということを知ること、そして逆に、小学校現場ではどういったことを教えているのかということを知ることによって、保育園の先生方が知ることになります。小学校に入学していった園児たちが、入学当初お客様扱いされて、本当は子どもたちでできることなのに、上級生たちが何でもかんでもやってくれるということに、実は保育園現場ではちょっとジレンマがあるということも、その背景にはあります。ですので、子どもたちがどれだけ成長して小学校に入学してきているのかということ、カリキュラムを作っていくことになるのですが、作る過程段階において、園と小学校の先生たちが話し合うということが実はとても意義深いということになります。そういったことから、現在この取り組みが進められていることになります。

教育長 はい、委員。

委員 はい、わかりました。大変素晴らしいことだと思います。もっと早くやるべきだったなと思うわけですが、ある会議の中では、保育園と幼稚園のミスマッチといいましょうか、お互い重きを置いているところが若干違うと。保育であれば、今管理監がおっしゃったように、遊ばせる中で学びということをしてはいるけれども、幼稚園はどちらかというと教育という言葉が使われていたりして、同じことをされているのだけれども表現が違ったり、若しくは、考え方が違うというのはちょっと大げさかもしれませんが、ちゃんと保育園でも勉強してるんですよという言い方をされてあったり、幼稚園の方は、物書き計算じゃないですけどもそういったものも取り入れているというところで、当市においては、保育園が大半を占めているわけでありまして、そこら辺のマッチングといいましょうか地域性といいましょうか、そういったものも必要かなと思っております。また私の孫もちょうどその年代でありまして、横浜に住んでるんですが、幼稚園の勉強がとても高度で、ともすると英語の学習になるくらいの幼稚園でありまして、そういったところが当市鹿角においてはちょっと遅かったのかなと感じておりまして、この接続期のカリキュラムというのは非常に大事ななと思っておりまして、具体的なものが見えてきましたらまたお知らせ願えればありがたいなと思っております。意見として。はい。

教育長 他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 ちょっと中身とは関係ない話なんですけど、今回改訂ということで赤字の部分が改められると思うんですけど、令和3年から今までやってきた中身というのはどこかに文章として残るのですか。後で昔こうだったよねというのを見たいとか、振り返りの場面とかあったときに、改訂前の内容というのはどこかで見られるのですか。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。今の改訂案は10年のうち5年が経ったということで、今後5年間の改訂案になりますけど、現在はまだ令和2年度に策定した状態のものが、理想としてはホ

ームページとかで確認できるような体制が望ましいんでしょうけど、そこまでに至ってないとしても、しっかり文書としては、現時点での計画は保存して、後からでも確認できるような体制はとっております。

教育長 はい、委員。

委員 外部的な話ではないんですけど、やはりこれからいろんなことを進めていくにあたって、過去どうやってきたかというのが大事だと思うので、それを振り返るものがきちんと残ってればそれでいいですという趣旨です。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。それはしっかりと保存していますし、もしかしたら実際何をやったのか実績も見える体制が一番よろしいんでしょうけど、まずは、こういった計画で取り組んできたというのはしっかりと残していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、次に、②第9次鹿角市社会教育行政中期計画（案）について協議いたします。事務局、資料の説明をお願いいたします。はい、村木班長。

生涯学習課主幹兼社会教育班長 はい。第9次社会教育行政中期計画（案）について説明いたします。1ページをご覧ください。第1章の1は計画策定の趣旨ですが、今年度までの第8次計画の検証、評価を踏まえ、来年度からの第9次計画を策定する趣旨について記載したものです。2の計画期間ですが、令和8年度から12年度までの5年間です。4の評価体制ですが、毎年度、社会教育委員の会議において評価を受けてまいります。2ページをご覧ください。第2章では、8次計画での現状と課題を整理しています。基本目標の1～6について、評価と課題、成果指標の実績を示しています。令和6年度までに目標達成したものは、12ある指標のうち、基本目標1のインターネットを活用した講座の年間開催数、基本目標2の出前講座年間利用件数、同じく2の市民センター新規サークル登録団体、延べ団体数、基本目標3の地域学校協働活動におけるボランティアのべ人数、基本目標4の生涯学習、社会教育講座年間参加者数、同じく4のふるさと・キャリア教育受け入れ新規登録事業所、延べ件数、基本目標6の、障害児・者に配慮した生涯学習講座等の延べ提供数 以上の7項目となっています。指標をクリアした項目、未達成の項目、または基準値さえも下回った項目もございますが、それぞれ分析と課題整理を行い、次期計画へ搭載する項目の精査を行っています。ページ飛びまして9ページをご覧ください。第3章では、市総合計画を踏まえて、第9次計画における基本理念、基本目標を定めています。10ページをご覧ください。基本理念を「地域資源を活かし 豊かに学び 持続可能な地域を創る人財を育成する」として、6つの基本目標を設けています。

11ページをご覧ください。基本目標Ⅰは、「社会教育施設やデジタル技術を活用し、生涯学習環境の充実を図ります」としております。各団体、社会教育施設等が連携しながら事業を展開し、生涯学習環境の充実を図るとともに、デジタル技術を活用した研修会や資料の整理、情報発信に努めます。また、リニューアルオープンした十和田図書館や、開館10周年を迎えた花輪図書館を中心に、読書活動を推進してまいります。成果指標は、令和8年度から本格運用を開始する、文化財のデジタルアーカイブの利用者満足度と、図書館利用者数の2項目としております。12ページをご覧ください。基本目標Ⅱは、「持続可能な地域の創り手を育成します」としております。出前講座のメニューの充実により、自ら考え、学ぶ意欲のある人材の育成、支援を図ってまいります。また、未来の創り手と位置付ける若者が地域について主体的に考え行動する機会の充実を図り、活動を支援します。加えて、地域活動やボランティア活動など、市民が幸せや生きがいを感じられる、地域活動への参画を支援してまいります。成果指標は、前計画から引き続き、出前講座の年間利用件数と、かづの未来の創り手育成事業の中で想定して

おります、若者議会の参加者満足度の2項目としております。13ページをご覧ください。基本目標Ⅲは、「地域・学校・家庭が連携し、子どもたちの育ちと双方向の学びを支援します」として、地域学校協働活動の拡充を図りながら、学校運営協議会との連携をこれまで以上に密に展開してまいります。また、家庭教育支援、青少年健全育成について、関係団体と連携しながら、取り組みを進めてまいります。成果指標は、前計画から引き続き、地域学校協働活動のボランティア数と、青少年育成鹿角市民会議の会員数としておりますが、目標値はそれぞれ見直しております。14ページをご覧ください。基本目標Ⅳは、「社会課題や地域特性に応じた学習や活動を支援します」として、同世代交流、世代間交流ともに進め、人的ネットワークの拡充を進めます。また、地域の歴史や伝統、文化、人財など、多様な地域資源を生かした学習活動を進めながら、その学びの成果を地域へ還元し、次世代へ継承する活動を支援してまいります。成果指標は前計画から引き続き、生涯学習・社会教育講座年間参加者数と、ふるさと・キャリア教育受け入れ新規登録事業所件数としておりますが、事業所数は累計をやめ、単年度の目標としております。15ページをご覧ください。基本目標Ⅴは、「文化芸術活動の振興と文化財の保存活用を推進します」としています。コモッセを拠点に、多様な文化芸術鑑賞機会を提供することに加え、次の世代を見据えた、文化を創造する活動を支援します。また、文化財に対する市民の意識の向上と認識の深化のため、各種の保存・活用事業を実施するほか、民俗芸能の保存継承に携わる人財の育成と、文化財全般の保存継承と活用、情報発信の強化に取り組めます。成果指標はこちらも前計画から引き続き、一年間に芸術鑑賞に親しんだ割合と、無形民俗文化財の保存を担っている団体の構成員数、としておりますが、2項目目の団体構成員数は目標値を見直ししております。16ページをご覧ください。基本目標Ⅵは、「誰もが尊重され、共に学びあえる地域社会の実現を目指します」としています。障害の有無にかかわらず、誰もが共に学べる環境づくりを目指し、障がい者団体や支援団体、かつの校と連携をすすめ、まずは既存の事業の拡大から事業を展開してまいります。成果指標は、障がい者が参加した生涯学習関連講座・行事等の回数としております。なお、昨年度指標としておりました日本語教室の参加者数は、日本語教室の技能実習生の割合が相当高くなったことから、来年度から企業支援の一環として、産業活力課で実施することとなったため、成果指標から除外しております。以上、6つの基本目標にそれぞれ施策の方向と主な取組、成果指標を定め、毎年度の点検評価を行いながら、計画を推進してまいります。なお、1月30日から3月2日までパブリックコメントを募集しております。パブリックコメント開始後に、事業内容の調整のため事業名が変更となったものもありますので、寄せられた意見や指摘事項等を踏まえて最終調整を行ったのち、次回議案として提出させていただきます。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 先般の会議で、市長部局さんの方から提案されたというか遺跡文化の保存と活用の予定についていろいろお話を聞きましたし、教育委員会の方で所管してあった文化財とかそういうものを受け取って、保存活用するんだというふうになってくるんだと思うんですけども、それを踏まえてこの計画の中では何か整理した部分とか削除したというのはあるんですか。

教育長 はい、班長。

生涯学習課主幹兼社会教育班長 はい。私どもに説明があったのは最近なんですけれども、その説明後修正した部分というのは今の時点ではございません。ただ、文化財に関してはアーカイブもそうですけれども、学びの要素が強いのかなというふうに思っておりますので、市長部局で担うことになる予定のものではございますが教育委員会も全く無関係ではないですし、そういった学びの要素が強いものは社会教育の第9次計画に載せていてもおかしくないなというふうに思っておりますので、現在このような計画となっております。

たくさん意見がついてくればまた別でございしますが。

教育長 はい、委員。

委員 わかりました。先般感じたのが、きちんと色分けはできないんだらうなっていうふうに思っておりまして、保存活用の活用部分は市長部局の方でいろいろ観光資源も含めて横断的にやってくるだろうというふうに解釈しましたけれども、今おっしゃったように、教育とか学びに関わる場所というのはやっぱり根っこは残っていくんだらうなと思ってまして、いずれにしても、急に出た話でしょうし急に方向転換したということもあるのでどうしてもその成果指標を求められるものについて整合性がとればいいのですが、これをこっちで評価するんだよとかこっちは評価しなくていいよということはないと思いますけど、ちょっと今年初めてですので、ちょっと整理が難しいのかなと思ってお聞きしました。

教育長 他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 はい。重複するのですが、言う人はいるので、何で二つの部署で同じようなことをやってるのかなとちょっと感じるんですよね。ただ、田中委員がおっしゃられたとおりで、その管理と教育にどう生かすかとなると、当然市長部局で全部できるんですかという話になるので、やはりノウハウも含めて教育委員会が今まで持っている絶大なものがあると思います。そういった説明を市民の方に広くしていただいて、特に初年度ですので、突っ込みたい人はどんどん突っ込んでくると思うので、そこら辺の対策を準備していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

では、ないようですので、次に、③第4次鹿角市スポーツ推進計画（案）について協議いたします。事務局、資料の説明をお願いいたします。政策監。

スポーツ振興課政策監 はい。それでは、第4次鹿角市スポーツ推進計画（案）の1ページをお願いします。「第1章 計画策定にあたって」から、「第5章 施策の展開」までの5章からなっておりますが、第1章では、本市のスポーツ振興に関する基本的計画として、国が定める「第3期スポーツ基本計画」や県が定める「第4期秋田県スポーツ推進計画」を参酌するとともに、本市の最上位計画である「第7次鹿角市総合計画後期基本計画」などの各種計画との整合を図り、策定することとしており、計画期間につきましては、令和8年度から12年度までの5年間としております。4ページをお願いします。第2章では、「計画推進のための視点」として、スポーツの意義、価値、範囲を示しており、5ページでは、昨今のスポーツを取り巻く社会の潮流として、コロナ禍や学校部活動の地域展開、次のページになりますが、スポーツ協会や指定管理者など、市と市民との中間的な立場での支援機能の強化、スポーツビジネスの成長などがあげられます。7ページをお願いします。第3章では、「計画の基本理念」として、スポーツによるまちづくりの共通のイメージとなるものでありますが、スポーツの力を切り口として、地域の魅力や新たな展開へと「つながる」ことで活力に満ちた地域社会が広がっていく姿を目指し『スポーツでつながるまち かづの』としております。8ページをお願いします。第4章では、「基本目標と施策」として、基本理念を踏まえたまちづくりを推進していくために、具体的な「つながり」について3項目を掲げ、基本目標として据えるとともに、基本目標に基づいたそれぞれの施策においては、重点的に取り組むべき事項を示し、目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

初めに、基本目標1の「スポーツで誰もが健康生活につながる」では、スポーツによる身体活動を通じ、性別や世代、地域、障がいの有無に関わらず、市民の誰もが健康な心身を手に入れ、日々の生活が充実した状態となることを目指すとともに、市民がスポーツに親しみたいと思ったときに、いつでもスポーツに取り組めるように、施設などの安全で快適な環境整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。「成果指標と目

標値」につきましては、市の総合計画の指標としている「市民１人当たりのスポーツ施設利用回数」及び国の目標値となっている「週１回以上、運動やスポーツに親しんでいる市民の割合」としており、「施策」につきましては、ジュニア期のスポーツ機会の確保、誰もが楽しめるスポーツライフの促進、スポーツに親しむ環境の保全、の３項目としております。次に、基本目標２の「スポーツで人とまちがつながる」では、スポーツを介して市民と地域がつながり、ひいては市内の地域と市外の地域がつながり、多様な主体が交流することで地域の活力を創出するとともに、共にスポーツを支える人材の獲得にもつながっていくことを目指してまいりたいと考えております。また、鹿角市スポーツ協会や、スポーツ施設の指定管理者などが有する人的ネットワークや民間のノウハウを生かしたサービスの向上を図ることで、限りある資源の有効活用を進めてまいりたいと考えております。「成果指標と目標値」につきましては、「スポーツ協会の構成員数」及び８年度から新たに実施する「スポーツ指導者登録バンクの登録者数」としており、次のページになりますが、「施策」につきましては、スポーツによる関係人口の拡大、スポーツ関係団体等中間支援機能の強化、スポーツを支える人材の育成と発掘の３項目としております。最後に、基本目標３の「スポーツでまちの経済とつながる」ではスキーと駅伝競技が盛んな地域の特長や、スポーツを楽しめる環境・資源を最大限に生かして、全国規模スポーツ大会などの定着化を目指すことで、一時的であっても市内の滞留人口を増加させる機会を生み出し、消費活動の拡大を図ってまいりたいと考えております。また、スポーツ大会や合宿のほかに、スポーツに関係するイベントや会議、研修会などについても地域経済に寄与する一面があるため、有益性を見極めながら、積極的に誘致を進めてまいりたいと考えております。「成果指標と目標値」につきましては市の総合計画の指標としている「スポーツ合宿利用者数」及び「主要なスポーツ行事の開催による経済波及効果」としており、「施策」につきましては、地域スポーツのブランド力の強化、スキー大会の聖地づくりの推進、スポーツコンベンションの誘致の３項目としております。１０ページは、基本目標・施策の体系図となっております。１１ページをお願いします。第５章では「施策の展開」として、それぞれの施策の「現状と課題」を挙げ、「事業展開の方向性」とこれらに基づき、実際に行う事務事業を記載しております。施策１（１）ジュニア期のスポーツ機会に当たっては、子どもたちのスポーツ離れなどスポーツに関わる部分で、ジュニア期における重要な機会を逃さずに、事業を展開してまいりたいということで、記載のとおり、先ほど総務学事課の方からもありましたけれども、部活動の地域展開の推進事業、それからスキー駅伝ジュニア育成事業、スポーツ少年団の活動事業などを行っております。１２ページをお願いします。１の（２）誰もが楽しめるスポーツライフの促進につきましては、現状と課題のところ、運動の実施率が３０代から５０代の青・壮年期が非常に低いという状況になっていることなどを踏まえ、主な事業展開として、生涯スポーツ実施奨励事業、タートルマラソン開催事業を行って実施率の向上に努めてまいります。

１３ページをお開きください。（３）スポーツに親しむ環境の保全につきましては、現状と課題では、生涯にわたってスポーツ活動を行っていくために、スポーツ環境の整備や充実が求められておりますけれども、公共スポーツ施設の果たす役割が非常に大きくなっておりますので、主な事業、事務事業につきましては、体育施設の整備事業等でこれらについて環境整備を行ってまいりたいと考えております。続きまして１４ページをお願いします。施策２（１）スポーツによる関係人口拡大について、鹿角市におきましては、鹿角トレーニングセンターバイパスなど施設を活用したスポーツ合宿、それから交流人口の拡大等について目指してまいりたいと考えております。さらに東京都葛飾区との自治体間の交流によりまして、スポーツ大会の総合参加により、交流が図られております。それらをもとに、主な事業、事務事業としましては、スポーツ交流事業、葛飾区スポーツ交流推進事業、鹿角高等学校魅力化事業などにより、進めてまいりたいと考えております。続きまして、１５ページをお願いします。施策２（２）スポーツ関係団体等中間支援機構の強化についてであります。現状と課題につきましては、競技力向上策は競争力を重視したものでありますけれども、それぞれのチームが大会に向け練習に励んでいるといった状況が多い状況であります。さらにスポーツ少年団の社会体育化がコンパクト化して、定着化してきた部分もありますので、競技力の向上、そういった

点でも、スポーツ関係団体の中間支援機構の強化いうものが必要となったということで考えております。これらにより主な事務事業としましては、スポーツ関係団体の中間支援機能強化事業、体育施設の管理費等により進めてまいりたいと考えております。続きまして、16ページをお願いします。施策2(3)でありますけれども、スポーツを支える人材の育成と発掘というところで、現状と課題スポーツの推進には、指導者が大きな役割を果たしております、競技スポーツはもちろんでありますけれども、生涯スポーツにおいても、スポーツする機会が少ない人や、普段スポーツをしていない人の参加を促すためにも、指導者というものが必要になってくると考えております。これらによりまして主な事務事業につきましては、スポーツ指導員等の養成事業ということで進めてまいりたいと思います。続いて、17ページ、施策3(1)地域スポーツブランド力の強化ということで、これまで各種大会等を実施してきておりますけれども、さらに全国規模のスキー大会等これまで本市の特徴として、認知度も高まっていると考えておりますので、引き続き開催してまいりたいと考えております。このようなことから、主な事務事業としましては、スキー駅伝小中学生大会開催事業、スキー駅伝選手育成強化対策事業を推進してまいりたいと考えております。続きまして18ページになります。施策3(2)スキー大会の聖地づくりの推進ということで、全国規模の大会等を数多く開催している花輪スキー場を初めとしまして市内には三つのスキー場がありますけれども毎年行われている各種大会によっては地元選手の活躍が大きく取り上げられまして、市民に大きな感動を与えております。また、通年を通じて、サマーシーズンにおいても、健康とか、スキー大会などを開催して、交流人口の拡大を図っていておりますので、引き続きこれらの開催を実施してまいりたいということで、主な事務事業につきましては、スキー駅伝公認協議会開催事業を推進してまいりたいと思っております。続きまして、19ページ、施策3(3)ですけれども、スポーツコンベンションの誘致としては十和田八幡平の国立公園を始めとした豊かな自然、それから温泉郷と誇れる場所があります。観光地としても特徴を持っておりますので、それらを特徴としまして、スポーツ大会を初めとして、現在では合宿等も盛んに行われている状況にあります。さらに、関係する会議等も順番等で回ってくる会議等もありますので、それらの誘致をさらに行ってまいりたいということで、主な事務事業としまして、スポーツコンベンション誘致事業、それからこれまでも実施しておりますスポーツ合宿奨励事業について推進してまいりたいと思っております。現在、本計画についてパブリックコメントを実施しております。コメント終了後に調整が入ると思いますけれども、それらをもとに再作成したいと考えております。説明は以上となります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。資料8ページにある基本目標2の下的成果表、目標値についてですが市スポーツ協会の構成員数を目標値令和12年度若干ですが増えておりますけれども、人口減少であったり、加入団体の減少もあると思いますが、あえて増やした理由、見込みであったりとかそれとも目標値を高くして誘致する予定なのか、お聞かせください。

教育長 はい、政策監。

スポーツ振興課政策監 はい。人口減少等をご心配される部分もありますけれども、スポーツに関わってくださる方々につきましては、増やしていきたいという希望もありまして、部活動の地域展開等もあり、指導者の方々についても、バンク等に登録していただいて、子どもたちのために継続した指導をしていただきたいということもありまして、若干ではありますけれども、増加という目標を挙げさせていただいております。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 はい。今政策監が言ったとおりですが少し補足させていただきますと、

やはりこういった社会状況が縮小していく中、支えるスポーツ界の会員数の目標を定めるといったときに、5年後の5千500人というところが、いてもらわないとやはりそのときの目指しているスポーツを支える人方の体制が維持できないだろうというところを、協会さんの方といろいろと話をしながら、減ってはいく見通しではありますがけれども、その時点で、これだけはいていただかないと、そういった仕組みを維持していくことができないだろうというところを踏まえて設定させていただいたということがございます。

教育長 他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 はい。私の方からは推進計画の骨子についてどうのこうのではなくて、このスポーツの捉え方というところのお話だと思うんですが、4ページの第2章の1から3までのところで、スポーツの意義とかスポーツの範囲ということと説明されているとおり、スポーツは全て競技スポーツだけではなくて、健康に関するものだと考えていまして、特に3のところに書いてある本計画で示すスポーツとはのくさりでは、競技スポーツだけではなくて、例えばの話、体操やストレッチや筋力トレーニングも、そういった健康に寄与するもので、全てがスポーツだというふうな捉え方をされて大変素晴らしいなと思うんです。ただ私が言いたいのは、競技スポーツや競技ビジネスといった側面はもちろん本市において必要な資源であり、残すべきものだと思います。それと同時に、健康寿命とか健康でいるためにはという意味を含めると、どうにかして体を動かす機会を提供すべきではないかなというふうに考えています。背景のところにも書いていた長期の感染症の影響でスポーツ離れが激しいという話もありますが、昨今では鳥獣被害で場所も限られていて、機会も限られています。実は夕方から夜にかけて商店街を歩く人が結構いるんですが、話を聞くと怖くて町を歩けないから、商店街を歩くしかないと言って歩かれる方も結構います。その場所の確保ももちろん大事なんですが安全という面でも、もうちょっと色濃く何かできないかなと思っているのが一つ。それから二つ目には、そういった体を動かした人に、何かご褒美じゃないですけども、何かがあったら運動する機会が増えるんじゃないかなと前々から考えていまして、いろいろな地域で、例えばどれくらい歩いたら何ポイントが入るよとか、そういったインセンティブとか何かやる気を持つような仕組みをやっている市町村もあるようです。ですので二つ目には、場の安全の確保ということもプラスをして、こういうことに参加したら、何かリターンがあるよというようなことも考えられないんでしょうかね。競技場の施設の維持に多額のお金がかかっているのは承知の上なんですが、そういったインセンティブ的なやる気を起こすような、ご褒美的なものは本当にわずかな金額と仕組みでできるのではないかなと思うのですが、今回の計画には入らないにしても、そういうことは考えられないものでしょうか。

教育長 はい、政策監。

スポーツ振興課政策監 はい。安全面につきましては確かにランニング、それからウォーキングということで、だんだんと増えてきたなという感じがしてあったのですが、昨今のクマの問題等で控えたり、それからコロナ期には、みんなで集まっていたものを逆にお家の中で運動できるというようなことで、市民アンケートの中では運動の実施率が上がったと、パーセンテージ的には増えたという結果も出ておりましたけれども、安全面につきましては、室内のような大きなところもないですが、アルパスのアリーナの2階にオープンスペースといいますか、周回コースもありますので、そういったところのニーズも去年は増えているのかなというふうに感じておりました。新たにそのような室内を設けるというのはなかなか難しいと思いますので、安全面についてはさらに考えていかなければならないと思います。参加者のリターンにつきましても健康という点ですこやか子育て課と共同で、昨年度まではライザップの事業を進めてきたところではありますが、以前もポイントが付与されるという事業を展開してあったと思いますけれども、思ったような結果を出せなかったということで終わったような覚えがあります。現在ではスマートフォンを個々で利用してポイントを貯められるアプリもあるようですので、そういった紹介も実は以前アプリの会社の方から受けていた部分もありますので、それらも含めた形で、どのようなリターン

ができるか検討しなければいけませんけれども、今、委員がおっしゃられたような点も考えてまいりたいと思います。以上です。

教育長 はい、委員。

委員 はい。大変ありがとうございます。ある保険屋さんでは、アプリ上で、何歩歩けば保険料が安くなるというケースもあると聞きます。要は健康と体を動かすことは密接だということか本当に表裏一体だと思いますのでぜひそこら辺も含めて、わずかな仕組みとわずかな費用で、健康に寄与する運動が促進できるのであれば、本計画に盛り込む盛り込まないは別といたしましても、取り組んでいただければありがたいなと思っております。以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、次に、④第3次鹿角市子ども読書活動推進計画（案）について協議いたします。事務局、資料の説明をお願いいたします。はい、班長。

生涯学習課主幹兼社会教育班長 はい。第3次鹿角市子ども読書活動推進計画についてご

説明いたします。1ページ目をお開きください。初めに、計画策定の趣旨ですが、第3次鹿角市子ども読書活動推進計画は、国の第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画と、秋田県の第3次読書活動推進基本計画、これら、国・県の計画を踏まえながら、鹿角市の状況や地域の特性等を参酌しつつ、本市が取り組むべき施策や達成すべき目標を定めるものです。期間は令和8年度から令和12年度までの5年間、対象となる子どもは、児童福祉法で規定されている0歳から18歳までを対象といたします。

次のページをお願いします。鹿角市の現状を、1つ目として学校図書館アンケートの結果、2つ目は全国学力・学習状況調査の結果、3つ目は市立図書館の利用状況、4つ目は全国学校図書館協議会と文部科学省の委託調査から見る高校生の読書活動の現状、最後にこれらを踏まえた鹿角市の現状の総括、として10ページ目にまとめております。アンケートの客観的データは資料に記載のとおりであります。一部、学校図書館の利用が増えている、との回答があったものの、読書が好きな子どもの割合や、読書時間等は総じて数値が低下しております。10ページ目の総括のページをお願いします。学校図書館の利用状況については、「増えている」「減っている」とともに増加し、両極化が進んでおります。自由記述からは、特に中学校において読書時間を確保することに苦慮している様子がうかがえますし、学年別の利用状況については、学年が上がるにつれて利用状況が下がる傾向にありまして、市立図書館の利用状況と同様の結果となりました。また、1日の読書時間については総じて減少しておりまして、第2次子ども読書活動推進計画の成果指標「1日に30分以上読書をする子どもの割合70%以上」に対し、結果は小学生34.5%、中学生21.8%と目標値には遠く及びませんでした。一方で、令和7年度の全国学力・学習状況調査のクロス集計の結果を見ますと、10分以上読書をしている層と、それ以上の時間読書をしている層とで、それほど大きな差が見られませんでした。また、「読書が好きだ」「どちらかといえば好きだ」と回答した子どもの割合については、成果指標を85%と設定しておりましたが、小学生、中学生ともに5年前を下回っておりまして、小学生は72.7%、中学生は69.4%でした。低下傾向は秋田県も全国も同じです。インターネットやゲーム機の普及、趣味や遊びの選択肢が多様化する中で、読書以外に子どもたちの興味や関心が移っている可能性がある、と分析しております。また、新型コロナウイルスの全盛期、5類移行以前は、密を避けることが推奨され、図書館の利用やボランティアによる読み聞かせなどの読書活動も制限され、学校ごとの特色ある取組も実施が難しかったと思います。このことは、先の学校図書館アンケートの自由記述にありましたが、図書委員の活動や、読み聞かせボランティアによる活動があるおかげで、子どもたちが本を読む楽しさを味わって、本へ興味をもつことにつながっていますという、このことを逆に裏付けるものであると思います。本に関連した多様な取組等が、結果として子どもが読書に親しむ機会を増やし、読書が好きな子どもの増加につながるものと考えます。なお、令和7年度の全国学力・学習状況調査のクロス集計結果では、「読書が好きだ」と回答した児童生徒のほうが、教科の平

均正答率・IRT スコアが高い傾向がみられるとの結果が示されております。この結果からは、読書が好きな子どもを増やすことは、結果として学力向上につながる可能性があるといえます。これらのことから、子どもたちの読書活動を推進し、読書が好きな子どもを増やすためには、短時間でも子どもたちが読書に取り組める環境を整えることや、読書の楽しさを伝える人やきっかけづくりが重要であると考えます。小さな子どものころから読書が好きな子どもを育て、本から離れがちな中高校生には、読書へのきっかけを多方面から、関係機関や団体が連携し継続して行うことが重要であると考えます。またこれに加えて、子どもの読書活動を支える人や団体の育成が重要であって、子どもの側、大人の側、双方の重層的な取り組みが子どもの読書活動の底上げを図り、心身の成長につながる、このように総括しております。

11 ページをお願いします。第3章、計画の基本方針についてですが、1、基本理念については、第2次計画と同様、「読書がつなぐ・育む 豊かな心」といたしました。基本方針には、国・県の計画及び、第7次鹿角市総合計画における基本戦略の一つである、「未来に羽ばたく人材を育てる」の目標実現のため、記載の4点を掲げました。第1に、読書環境の整備を推進し、関係機関の協力体制の充実に努めます。第2に、読書に親しむ機会を増やし、本を読む楽しさを養います。第3に、大人も読書に親しむことで、子どもに本の魅力を伝え、読書活動が身近なものとなるよう支援します。第4に、子どもの読書活動を支える大人を増やします。以上の4つを案としたいと考えています。この方針の達成度をはかる評価指標として、鹿角市の現状の総括を踏まえ、2項目記載しておりますが、1項目目は、読書が好きだ、またはどちらかといえば好きだ、と答える子どもの割合を、現在の実績 小学生は72.7%、中学生は69.4%ですので、令和元年度並みの割合となる、80%を目標にしたいと考えております。もう1項目は、子どもの読書活動を支える図書ボランティア団体数、こちらは現在、市で把握しておりますのが6ページに記載の7団体ですが、これを5年後も7団体維持できるように、あわよくば増えるように、取り組みを進めていきたいと考えております。12ページ以降につきましては、この計画にかかわる主な関係機関と、その役割について、協力体制図とともに記載しております。14ページ以降は、基本方針それぞれに、図書館や行政、関係機関が行う具体的方策について記載しております。計画の内容についての説明は以上ですが、こちらの計画についても、1月30日から3月2日まで、パブリックコメントを募集しております。パブリックコメント開始後に、寄せられた意見や指摘事項等を踏まえて最終調整を行ったのち、次回議案として提出させていただきます。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。同じくこの推進計画の骨子について異論を唱えるものではないんですが、特に10ページの鹿角市の現状、総括のところにも中ほどに書いていますが、紙での本とデジタルでのいわゆるタブレットなどで読めるような、そういったデジタル図書についての捉え方なんです。あくまでもここは紙ベースの本という考えで進められているようで、デジタルは今後見据えるというような表現ですが、今後デジタル化の読書という捉え方については、どのように考えていかれるのか、計画の考えがあるのであればお聞きしたいと思います。

教育長 はい、班長。

生涯学習課主幹兼社会教育班長 はい。デジタルの方に関する記述に関しましては、図書館協議会の中で委員の方から出た意見を踏まえて記載したもののなんですけれども、今後を考えると、今教科書なんかもデジタルになってますけれども、そういったものも読書のうちの一つだよというようなことは示しておいた方がいいのではないかとということでこれを入れ込んだわけなんですけれども、まだ鹿角市の市立図書館でそれこそ電子書籍を図書館で貸し出すようなサービスを入れる計画が今のところないということと、今年度秋田市の市立図

書館を視察してきたんですけれども、そちらの方は電子書籍の貸し出しサービスを始めておられまして、利用状況を見たときに、まだ子どもの世代の利用が高くなく30代以降になると増えてくるというような結果が出ました。鹿角市の現状とそうした状況を踏まえますと、計画の中でデジタルの書籍をどんどん推進していくということを記載するのはまだちょっと早いかなというふうには思っておりますけれども、急激な進展でそういったものが進んでくるかもしれませんし、今回の図書館の整備では、Wi-Fi も整備しましたので、いずれそうしたことが進んでくれば計画の中に入れ込むということも将来的にはあると思っています。

教育長 はい、委員。

委員 はい。まだ計画に載せるような段階ではないと。それからインフラが整っていないとかデジタル化がまだ進んでいないという理由だと思いますけれども、30代以降急激に増えるということで、私もその1人でございまして、ほぼ週刊誌は買ったことがありませんし、欲しい書物は課金をするとすぐに見られる時代でありまして、手元に本が少なくなっている現状であります。先ほどデジタル教科書という表現をされましたけれども、多分急激に進むのではないかなというふうに予測をしまして、あとはコンテンツがどれぐらい充実してくるのかによるものだと思います。なので、この計画がどうこうではなくて、それを並行して対応していった方がよろしいかなと思いますし、ICT教育の先にあるのはやはり利活用の部分だと思うので、もう子どもさんたちの手元にはタブレットがあって、いつでも見られる環境が整っていると思いますので、読書もその方向に向くと必ず方向性は示していると思いますので、本計画というわけではなく、ぜひ今後を見据えて対応できるような体制をとっていただければありがたいなと思っております。

教育長 はい、委員。

委員 はい。関連するんですが、デジタルに関して北欧諸国が先進的に教科書も含めて取り組んでいたんですが、紙媒体に戻すというふうに舵を切り始めてるということが報道でなされております。大人がある程度紙で慣れて、物の見方とか、情報の拾い方を押さえた上で、デジタルを活用するというのは非常にいいことだと思うのですが、一番最初の入口がデジタルというのが、正直まだ結果が出ていないといえますか、いきなりデジタルで大丈夫なのかというのは、今北欧諸国が紙に戻すという舵を切ったところから考えてもまだ何とも言えないのかなと思いますので、どっちつかずと言われるかもしれませんが、便利であればそちらに進むでしょうからその準備も必要でしょうし。私は普段子どもたちと触れ合っているのですが本を読めない子が非常に増えています。情報が拾えないのです。教科書ってすごくたくさんいいことを書いてるんですが、教科書を読めない子がいるのです。もっとひどい子になると、漫画が読めないんです。コマの進み方がわからない。だから漫画も読まない本も読まない。何を讀んでるんだって話なんですけど、何も読んでないんですよ、その子は。目と耳でしか生きてないので、そういった意味でも正しい読書といえますか、子どもの読書活動なんですが、やはりこれは親も含めて推進していただいて、デジタルであれ紙媒体であれ、最初の正しい趣旨を子どもたちに示してあげられるように進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 はい、委員。

委員 はい。重複することもあるんですけれども、ちなみに我が家では、紙媒体とデジタル半々の家庭でおりますが、保育園までは、喜んで絵本を借りるのに小学校に上がった途端に本を借りたくなくなるのは何でだろうと、常に思いながら子育てをしました。借りなさいと言っても、読み方がわからないまま育つのは何でなのかなという疑問なのですが、当市においてブックスタートの事業であったり、もちろんその前には、赤ちゃん期に本をプレゼントします。コモッセには行くけれども、図書館には行かないというところを、どうにか小学校で借りる環境を工夫していただきたいと思います。まず、カードを持ってし

まえば借りる機会もあると思いますので、そういった学校への働きかけ、また子どもへの働きかけが充実されるように願っています。

教育長 はい、班長。

生涯学習課主幹兼社会教育班長 はい。市内の小学校では、大抵が2年生のときに図書館見学をされているというふうな話を聞いておりまして、それまでカードを持っていない人も図書館見学に来ると、ややカードを作るのだそうです。ですので、確か中学生はほぼ100%カードを持っているというのは、9ページのところに載せたかと思いますが、そのような状況ですので皆さんカードを持っているので、あとはそのカードを使うきっかけを作っていければなと思っております。そのためにも図書館のいろんなイベントですとか企画ですとか、それにつられて図書館に来てついでに本を借りて行って読書に親しんでいただければと思っていますので、いろんな機会を通じて、読書ってちょっと離れていたけれども、借りてみたら面白いなと思っていただけるようにしていきたいと思っています。

教育長 はい、委員。

委員 はい。おっしゃっていたように、今すぐ結果が出ることではないと思いますので、継続して充実していけるように願っております。

教育長 他にございますでしょうか。

それでは、ないようですので、次に、⑤特別史跡大湯環状列石第二次環境整備基本計画（案）について協議いたします。事務局、資料の説明をお願いいたします。はい、副主幹。

大湯ストーンサークル館副主幹 はい。始めに、特別史跡大湯環状列石「第二次環境整備基本計画」策定の趣旨について説明いたします。令和3年7月に、本史跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を機に、県道66号線の移設実現に向けた県営事業が動き始め、県道移設後を見据えた施設整備等を検討する必要性が生じてきたことや、人口減少社会を迎えている一方で、多様化していく史跡へのニーズに対応しながら、将来に向け史跡を保存・活用していくため、令和5年度において特別史跡大湯環状列石【保存活用計画】を策定しましたが、当該の計画を更に具体化し実行に移すことを目的として、昨年度から今年度の2か年にかけて、特別史跡大湯環状列石【第二次環境整備基本計画】の策定を実施することとしました。本計画の策定においては、特に史跡等のハード面の整備を主眼とし、経年劣化した復元建物等や園路の再整備、並びに大湯ストーンサークル館の増築も盛り込み、平成10年度から平成27年度まで行われた「第一次環境整備」より更に文化観光や地域振興を意識した計画となっております。なお、今年度、教育委員会生涯学習課により策定された「鹿角地域文化財保存活用地域計画」が本計画の上位計画となっております。

次に、本計画の説明に入ります。本日は、今月19日にお配りした基本計画書に沿って説明を申し上げますが、資料が約140ページに渡る膨大なものとなるため、肝となる部分について端的に説明いたします。なお、本計画書には、A3版の史跡パース、整備イメージ図が付属する予定ですが、目下作成中のため、本日お示しできないことをご容赦願います。本計画は、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間としており、全7章立ての構成となっております。章立ての流れは、計画書内の序文、例言に続くローマ数字のiからiiiページに記しています。

1ページをお開き下さい。第I章では、本計画の沿革と目的について記しています。6ページをお願いします。第II章では、本市及び特別史跡大湯環状列石の概要についてまとめております。飛んで、40ページをお願いします。第III章においては【史跡の本質的価値】及び【第一次整備の成果及び課題】を記述しております。本質的価値とは①「国内最大級の二つの環状列石が良好な状態で発見され、環状列石の構造を明らかにした遺跡であること」、そして、②「発掘調査により、環状列石周辺の遺構の構成や多種

多様な出土遺物が明らかになった遺跡であること」を意味します。また、43ページから99ページにかけて、第一次整備後の管理方法、状態から導き出された課題を記述しました。100ページをお願いします。第Ⅳ章では、「理念」において、本物の価値で感動を生むことを主眼として、保存に加え、活用にも力を入れることで、地域の文化観光拠点を創出するものとし、これを踏まえて、『感動から理解へ、本物の価値を伝え、誰もが楽しめる史跡を目指す』というスローガンを設定しました。102ページをお願いします。第Ⅴ章では、史跡全体をゾーニングし、見学者目線によるゾーン毎の活用方針を定めています。見学者に一番見せたい万座・野中堂環状列石をメインゾーン、史跡をもっと堪能したい、理解を深めたい見学者向けには、実物を地下に保存し、地上に復元した遺構群をサブゾーンとして設定して活用していくものです。110ページをお願いします。第Ⅵ章では、第Ⅴ章で設定した各ゾーンの第二次整備の内容を記しました。内容は、①園路、②サイン等に係るものです。112ページの4.「遺構表現」をご覧ください。環境整備にあたり、「継承するための整備」と「今後に向けて調査研究を行うもの」に取扱いを分けて、二刀流で進めることが本計画の重要な点となっています。113ページ、(1)の①には、①環状列石は実物の「露出展示」を継続、②掘立柱建物、カヤ葺き屋根の建物については、環状列石の周りを同心円状に掘立柱建物跡が囲む環状構造を展示方法とする整備内容を記しています。125ページをお願いします。6の(2)にある「展示計画の目標」では、来訪者のターゲットを子供や初心者向けの「感動」と考古学者等の専門家向けの「知識」のバランスが取れる点としました。132ページをお願いします。最後の第Ⅶ章では、第二次環境整備の年次計画について定めています。10年間の計画期間をⅠ期からⅢ期まで分け、また、現時点で時期は未定となっている県道移設後に必要な計画も盛り込みました。133ページに記した「年次計画」の一例を挙げますと、令和8年度においては、2つの環状列石の三次元測量の実施のほか、先ほど述べました掘立柱建物復元等に係る基本・実施設計、令和9年度には、当該設計に基づき整備工事を行うというものです。また、大湯ストーンサークル館については、財源確保等の解決すべき課題はありますが、ガイダンス施設の増築工事を行い、令和10年度から11年度にかけて基本・実施設計、令和12年度工事施工、史跡が発見された昭和6年から数えて100周年となる令和13年度にグランドオープンする計画も盛り込んでいます。以上で、報告書の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。ストーンサークルなんですけど、以前施設の方を見学させていただいて説明をたくさん受けたのですが、いろんなところの遺跡がいろんな展示の方法をして、中には完全に屋内にそっくりそのまま保管しているところも多いです。ストーンサークルに関しては、あれがそのまま当時のまま外に置かれて、それを見ることができるとというのが最大の魅力だとは思いますが、説明の中でやはり冬場の、水が凍ったり溶けたりを繰り返すことによって、石自体が劣化していくのはちょっと懸念しておりますという話があったのですが、その冬場の維持に関しては何か考えられてることがあるのかお聞かせ願いたいのですが。

教育長 はい、副主幹。

大湯ストーンサークル館副主幹 はい。石の養生についてでありますけど、当初ブルーシートをかけて養生する方法も考えたんですが、立石、立っている石がございますので、雪を受け転倒する可能性もございます。よってその方法は諦めましたけど、大きい立石につきましては、土嚢で固定するなどして養生をして保護しております。また、万が一の場合に備えての話なんですけど、来年度、実施予定の3次元測量によりまして、点群で座標を立体的に捉えることができます。万が一雪もしくは災害等で被災した場合でも、数ミリ単位の誤差で復元できることが可能となりますので、そういった保護方法も考えてございます。

教育長 はい、委員。

委員 はい。そういった方策がとられているのであれば大丈夫だと思いますけれども、ずっと縄文時代から土に埋められて昭和何年に出てきたものなので、それを考えるとやはり野ざらしのままだとあの形は維持できないんだという思いがありまして、残していかないと、活用も何もできませんので、そういった動きがあるということを聞いてちょっと安心しましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

教育長 他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 はい。私も全く同じことを申し上げたいなと思っていたのですが、もちろん冬場の心配もあるのですが、113ページに書いてあるとおり、人や獣や様々なものの被害で保存という部分がちょっと危ないのかなというふうには思っていました。特に昨今の雨や雪には、石を劣化させるようなものもあるとも聞いていますし、私も全く同じ長い間土の中に眠っていて保存されていたものが、数十年の間に露出しているわけでありますので、もちろん測量で復興できるというものも物理的劣化は避けられないのかなと思っています。だからといって屋根をかけるわけにはいかないかと思いますが、活用の部分は大事だと思いますけれども、保存も物凄く大事だと思っていて、もう少し保存のところを重要視されたいかがかなと思うのですが、この計画を作るにあたり、保存の部分の重要性は十分に計画に盛り込まれているものですか。

教育長 はい、副主幹。

大湯ストーンサークル館副主幹 はい。おっしゃるとおりでございます。保存あつての活用、まずは保存継承していくことが肝要でございます。令和5年度に作成しました保存活用計画において、石材の保存等についても載せております。本計画におきましても、計画検討委員会を用いながら計画を策定しているのですが、実際の工事等々の計画を進めるにあっても、検討委員会を開きながら、検討委員会の委員の中には、震災の石材の専門家もでございます。そういった方のご意見もお聞きし、また学芸員による継続的な定点観察も行っております。万が一、石に被災があった場合につきましては、復元等の措置もとっていきたいと思っております。繰り返しになりますが、あくまでも保存ありき、次に活用、整備、調査、研究という流れになろうかと思えます。

教育長 はい、館長。

大湯ストーンサークル館長 はい。補足させていただきます。学芸員はもちろん、毎年定期的に観察はしてはいますが、今回の3次元測量をやる一つの理由には、立体的にきちんと捉えるということ。今まで平面図の図面はありましたけれども、きちんと立体的にも捉え、ちゃんとした観察中のカルテを作って、毎年の変化を見ていくということです。専門家からは今のところは変化があれば、雨の影響の心配はないだろうということですが、ただコケとか藻類が第1次管理計画では一旦綺麗にしたんですけども、また環境による新しい藻類とかがついてきてきますので、そういったことも含めて、カルテをきちんと作って観察していくということを今後やる予定であります。

教育長 はい、委員。

委員 はい。専門の先生方がそれぞれの所見を述べられていて、具体的に科学的に進められているというのは十分わかりました。ただどうしてもインバウンドが急速に進み、いろいろ考えの違う方々の入国も多くなっていると聞いています。ともすると造形物は悪だというような方々もいらっしゃると思いますので、そういった性善説で誰も手をかけないだろうなというものから、少しセキュリティも高めていただければありがたいなと思っております。塀を造り人が入っていけないようにするのも一つの方法でしょうが、性善説では形

作れないような世の中になってるのかなということを考えまして、御配慮いただければありがたいなと思っています。

教育長 はい、館長。

大湯ストーンサークル館長 はい。一応クマ対策も含めまして、監視カメラも2、3ヶ所設定はしてあります。

教育長 他にございますでしょうか。

私の方から。112ページ、今まで気がつかないというか、気に留めてなかったんですが、上から4行目、「二刀流で計画を進める」という表現ですが、こういったものにふさわしいかどうか、この文言で意図を伝えることができるかを検討していただければと思います。例えば、「両面から計画を進める」とかという表現ではどうなのかなと、ちょっと二刀流というのは今はやりですけども、こういう文書に相応しいかどうかという検討が必要かなと思いましたので、検討の余地があったらお願いいたします。

他にございますでしょうか。ないようですので、以上で協議を終了しますが、これら5つの各計画については、皆様のご意見を踏まえ、パブリックコメントを実施のうえ、3月の会議で、議案としてお諮りいたしますのでよろしくお願いいたします。次に、議案第3号を議題といたします。事務局、資料の説明をお願いいたします。はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。議案資料の1ページをお願いします。議案第3号、令和8年度鹿角市教育執行方針について。令和8年度鹿角市教育執行方針を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の議決を求める。令和8年2月26日提出。鹿角市教育委員会教育長。

次のページ以降の執行方針につきましては、前回1月30日の教育委員会会議での協議を経まして、本日は議案として提出しております。記載している内容は、前回から大きな変更ありませんので説明は割愛いたします。執行方針のうち、8ページの「IV 文化芸術振興の基本方針と重点目標」に記載している文化財に関する部分については、本日の議案第7号で、市長から意見が求められている「職務権限の特例に関する条例」の議会での議決により、来年度から、市長の職務権限に移管されることとなりますが、本日の教育委員会において、文化財に関する方針等を含めた内容で、議決に付させていただきます。なお、明日の市議会3月定例会の冒頭で、市長が申し述べる施政方針、教育長が申し述べる教育執行方針では、令和8年度の方針を述べるようになりますので、文化財に関する方針については、市長が申し述べることで調整されております。この文化財に関する事務の移管に関しましては、先日の説明の際に委員の皆様から、これまで文化財と教育を一体のものとして執り行ってきた経緯にある中で、教育委員会から切り離すことへの懸念等の意見があることも踏まえまして、文化財の職務権限が市長部局に移管になったとしても、文化財は学校教育や社会教育を推進するうえで、非常に重要な地域固有の教育資源であることに変わりはなく、引き続き教育施策の推進において文化財をしっかりと活かしていくという教育委員会の考えや姿勢は盛り込みたいと思っていますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。説明は以上となります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。もう一度最後の部分の確認ですけども、文化財の活用については、市長さんが方針を述べられるということはわかりました。それで今後については、教育に関わる場所は教育委員会も関わっていくんだというふうなお話でしたけれども、この活用については今後市長部局さんの方の方針に入れて、教育委員会の方でも入れるということですか。全く除外して、今後はなくなっていくという解釈ですか。

教育長 総務学事課長。

総務学事課長 例えば学校教育の中ではやはりその文化財を活用して、今までも教育の施策を展開してきておりますので、それは引き続き同じような形で、教育資源として教育の現場に生かしていくということで、ふるさとキャリア教育ですとか、そういう場面では活用してまいりますので、そういった面で学校教育の方針の方には引き続き位置づけていくということです。社会教育の計画の中でも同じような活用のある場面があるかと思っておりますので、そういった位置づけは載せていきたいと思っております。

教育長 はい、委員。

委員 はい。頭の中でわかってるつもりなんですけど、例えば先ほども出てきたデジタルアーカイブの件もそうなんです。あれを作るだけでは意味がなくて、利活用するところにはば重要なところは隠れてるのかなと思います。もちろん保存するのも重要なんですけど、あれを使わなければ単なるデータで終わってしまいますので、作るのは多分移管すると思うんですけど、活用の部分は多分かなり教育委員会が関わってくる部分だと思うんですけど、そこら辺の言葉の選び方というか、表現の仕方だと思いますけど、急な話なんですけど、整合性は取れるんでしょうか。

教育長 総務学事課長。

総務学事課長 はい。所管はもう全部市長部局の方で担う形になりますけど、厳密に明確にその分担ができるのか、今まで文化財振興班であった事務を新しく市長部局にできる部署で担うことになります。だからと言って全く教育委員会が関係ないかと言われればそうではなくて、先ほど申し上げたとおり、学校教育において文化財を生かした取り組みというのは引き続き続けていくことになりますので、むしろ今までよりも教育委員会と所属の垣根を越えたといいますか、そういった連携体制のもとで、当然今回は市長部局に行きますので観光分野の方で利活用に重点が置かれるかと思いますが、引き続き今までどおりに教育分野でもしっかりと活用していきたいということで整理したいと思っております。

教育長 はい、委員。

委員 はい。そういった意味では、きちっと別れなくても作ったものを利活用する部分においては、学校教育におきまして、社会教育におきまして利活用するのだと思いますけれども、表現の方法がですね、作られたものを活用し、教育に生かしていくといった表現になるとは思いますけれども、そういったところの表現が難しいだろうなと思いつつ、意見として入れました。

教育長 総務学事課長。

総務学事課長 はい。教育の方でもしっかりと活用していくというふうな表現で残してももちろんしっかりと活用していきたいと思っております。

委員 はい、わかりました。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第3号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第4号を議題といたし

ます。事務局、議案の説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。議案資料の9ページをお開きください。議案第4号。鹿角市歴史民俗資料館条例の一部改正について。鹿角市歴史民俗資料館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和8年2月26日提出。鹿角市教育委員会教育長。提案理由ですが、歴史民俗資料館の利用状況をふまえ、新たに、毎週木曜日の休館日を設けることとし、条例を改正するものです。改正内容につきましては、11ページの新旧対照表でご説明いたします。第7条、休館日ですが、「毎週月曜日」から「毎週月曜日及び、木曜日」に改めるものです。10ページに戻っていただき、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行します。以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。
ないようですので、議案第4号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決します。次に、議案第5号を議題といたします。事務局、議案の説明をお願いします。総務学事課長。

総務学事課長 はい。議案資料の12ページをお願いします。議案第5号 令和7年度一般会計補正予算第11号(教育費)について。令和7年度一般会計補正予算第11号(教育費)を別紙のとおり定めることについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和8年2月26日提出。鹿角市教育委員会教育長。
13ページの令和7年度一般会計補正予算第11号です。次の14ページをお願いします。「歳入」です。14款2項1目、民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金9万6千円と、15款2項2目、民生費県補助金の地域子ども・子育て支援交付金9万6千円は、すこやか子育て課の所管となりますが、歳出に計上している幼稚園費の保育サービス事業に係る国の補助基準額の増額に伴う国・県の補助金の増額です。次に、17款1項1目、総務費寄附金100万円は、市内で風力発電事業を運営しております企業からの企業版ふるさと納税で、小中学校のICT活用教育事業に財源充当するものです。次に、主な歳出に関しましては、主要事業・事務の概要で説明いたします。
16ページをお願いします。10款5項5目、大湯環状列石史跡管理費の史跡管理委託料107万5千円の減額は、実績見込みによる減額です。説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。説明いただきました大湯環状列石史跡管理委託料の実績見込みの減額の具体的な実績とは何なんでしょうか

教育長 はい、副主幹。

大湯ストーンサークル館副主幹 はい。史跡管理委託料の減額についてであります。シルバー人材センターに委託して、史跡の刈払いや電柵の設置等を行っておりますが、突然の豪雨、雷雨または、午前はやかったんですが午後からの急激な気温上昇があった場合には作業員の安全を考えて、作業を中断するといった措置をとっております。よって、その要因によって減額が発生したというものであります。

委員 承知しました。

教育長 他にございますでしょうか。はい、委員。

委員 はい。歳入 17 款の寄附金のところですが、企業版ふるさと納税で 100 万いただいて、ICT 教育に充当するのは大変ありがたい話であります。これは利用を指定するとか、条件付きのふるさと納税なのでしょうか。また、この風力発電の業者というのは現存する業者さんからの寄付なのでしょうか。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 はい。前後しますが、最初に企業は、現在風力発電を行っております、ユーラスエナジーホールディングスという田代平の方で事業をやっている企業です。あと、指定か指定でないかということですが、これは担当が政策企画課の方で受けておりまして、子どもの教育の関係に使ってもらいたいということで、政策企画課の方で考慮しまして、小中学校費の ICT 活用事業の方に財源を充てるということで今回計上しているものです。

委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

ないようですので、議案第 5 号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決めます。次に、議案第 6 号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。総務学事課長。

総務学事課長 17 ページをお願いいたします。議案第 6 号 令和 8 年度一般会計当初予算（教育費）について。令和 8 年度一般会計当初予算（教育費）を別紙のとおり定めることについて、鹿角市長に申し出るものとする。令和 8 年 2 月 26 日提出。鹿角市教育委員会教育長。

次のページ以降は、市の当初予算書に計上された中から教育費に係る歳入・歳出予算を抜粋したものになります。19 ページをお願いします。第 1 表は、令和 8 年度教育費の歳入歳出予算全体をまとめたものとなります。次のページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いします。この総括表では、教育費の予算規模について説明いたします。上段に記載している歳入ですが、令和 8 年度予算額の歳入合計は、6 億 9,985 万 8 千円で、前年度と比較して、3 億 5,100 万 2 千円の増となっております。下段の歳出ですが、令和 8 年度予算額の歳出合計は、22 億 2,969 万 7 千円で、前年度と比較して、3 億 1,085 万 7 千円の増となっております。増額の要因としては、2 項小学校費で 2 億 510 万 3 千円の増、3 項中学校費で 1 億 428 万 1 千円の増が大きく、年次計画で進めている小学校及び中学校の照明 LED 化とトイレ洋式化で、約 1 億 7 千万円を計上しているほか、小中学校の ICT 活用教育事業で、児童生徒の学習用端末の更新、新たに特別教室へ電子黒板を設置するための費用として合わせて約 1 億 3 千万円を計上していることによるものです。次の 21 ページから 26 ページは、歳入歳出予算について、款項目別に説明したものとなっています。

次に、歳出について、27 ページからの主要事業・事務の概要の資料で、主に、拡充・変更した事業や新規事業について、総務学事課から樹陰に説明いたします。28 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目の「小学校備品整備費」の新規は、学校生活における健康面での安全確保のために、夏場の体育館における暑さ対策として、小学校の体育館に 2 台ずつ冷風機を導入します。その 3 つ下の「ICT 活用教育事業」は、ICT 支援員の配置のほか、児童生徒一人に 1 台配付している学習用端末を一斉更新するほか、これまでに整備を進めてきた普通教室用の電子黒板に加え、新たに特別教室用に電子黒

板を整備し、ＩＣＴを活用した学習環境を整え、情報活用能力のさらなる向上を図ります。その下の「小学校施設管理費」は、計画的に進めている学校の照明設備のＬＥＤ化とトイレ洋式化について、来年度は、十和田小学校の照明ＬＥＤ化と、八幡平小学校のトイレの洋式化のための施設改修工事を実施します。２９ページをお願いします。１０款３項１目の「中学校備品整備費」の新規は、小学校と同様に、中学校の体育館に２台ずつ冷風機を導入します。その２つ下の「ＩＣＴ活用教育事業」についても、小学校と同様に、中学校の学習用端末を一斉更新するほか、特別教室用に電子黒板を整備します。その下の「中学校施設管理費」では、来年度、八幡平中学校の照明ＬＥＤ化の改修工事を実施します。１０款３項２目の「部活動地域展開推進事業」は、中学校部活動を段階的に地域に移行していくため、引き続き部活動指導員や部活動地域展開コーディネーターを配置するとともに、モデル事業は、今年度の実施した、卓球、テニス、野球、クロスカントリースキー、吹奏楽に加え、新たに陸上での実施を予定しており、地域展開に向けた取り組みを推進してまいります。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。続いて、生涯学習課関係についてであります。３０ページをお願いします。２目、４段目、学びをサポート！共生社会推進事業は、障がい者の生涯学習について、今年度、県の進める「学びを通じた地域づくりプラットフォーム構築事業」に取り組み、体制が整いましたので、社会教育施設における作品展示や、市主催イベントへの障がい者の参画により、相互理解を深め、共生社会の推進に寄与する学びの環境づくりを進めてまいります。かづの未来の創り手育成事業は、新たに、若者議会の立ち上げに向け、市内に在住・在学・在勤の１６歳から２４歳を対象とした参加者によるキックオフミーティングやワーキングを開催し、若者の意見をまちづくりに反映する仕組みや、若者議会の在り方について検討を進め、地域の現状や課題を自分事と捉え、行動できる人材の育成を目指してまいります。次に３目、２段目、デジタルアーカイブ推進事業は、今年度、鹿角市史及び資料編などのデジタル化と合わせ、サイトを構築しておりますが、さらに文化財資料や収蔵品などのデジタル化を進め、コンテンツを拡充することで、本市の強みである文化財の魅力や価値について、発信力を強化し、閲覧者の増加と来訪促進を図り、地域活性化につなげてまいります。文化財保存活用地域計画推進事業は、今年度、文化庁認定を受けた「鹿角地域文化財保存活用地域計画」に基づき推進協議会及び、分科会を設置し、文化財の保存と活用に関する事業等を着実に推進してまいります。次に４目、図書館管理費は、花輪及び十和田図書館、移動図書館車の管理ほか、十和田図書館のリニューアル１周年を記念したイベントを実施します。

教育長 はい、大湯ストーンサークル館長。

大湯ストーンサークル館長 続きましてストーンサークル館関係について説明します。３１ページをお願いします。５目の４段目の大湯環状列石環境整備事業は、先ほどご説明しました「第二次環境整備基本計画」に基づきまして、まずは史跡内を整備するための基本・実施設計を行うほか、万座と野中堂環状列石について、最新の三次元測量を用いた記録調査に取り組み、保存と復元を視野に、基礎資料の整備を進めてまいります。また、次の世界遺産・特別史跡活用事業と調査研究事業、教育・普及事業と合わせ、縄文祭の開催、外部講師を招いたシンポジウムの開催、新たな企画展を開催するなど、学術的な魅力向上と市民の関心や史跡の保存活用を担う人材育成、来館者増に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。以上です。

教育長 はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。６目、文化の杜交流館事業は、普及育成型の事業や市民参加型の事業により、次代の文化芸術をつくる人材育成に取り組むほか、ショプロンとの交流事業として、リスト音楽院のフレイ・バラージュ氏によるピアノコンサートを開催し、世界

最高峰の演奏に触れる機会の提供と、文化交流を図ってまいります。生涯学習課関係は、以上です。

教育長 はい、スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 続きまして、スポーツ振興課関係について説明いたします。6項2目、スキーと駅伝のまちづくり事業ですが、新規の事業については、全国高等学校総合体育大会「第76回全国高等学校スキー大会」を開催いたします。本市では平成30年度の第69回大会以来5回目のインターハイとなり、選手団や大会関係者など約2千500人の来会を見込んでおります。十和田八幡平駅伝競走全国大会につきましては、8月1日の開催となります。女子の部につきましては、複数の団体からの参加が見込めないため休止となりますが、次回の第80回記念大会での再開に向けた誘致活動を継続します。次に、スポーツ交流事業ですが、新規の事業については「第77回北奥羽総合体育大会」を開催いたします。北奥羽圏10都市によるアマチュアスポーツの普及・発展などを目的とした体育の祭典として、圏域自治体の輪番などで実施されているもので、令和8年度は本市が主会場となり約10種目の競技大会を実施いたします。次に鹿角高等学校運動部魅力化事業ですが、秋田県立鹿角高等学校の魅力化を図る取組みの一環として、市外から鹿角高校に進学し、野球部で活動する生徒の下宿等に係る支援を新設するものです。対象者としましては、在校生2名と最大8名の新入生を見込んで予算計上しております。次に、6項3目 体育施設管理費ですが、指定管理者の変更を行った水晶山スキー場の管理運営を継続するなど所管施設の維持管理を行うほか、体育施設整備事業では、花輪スキー場や市民プールの運営に伴う必要な修繕などを実施いたします。スポーツ振興課関係は以上です。

教育長 はい、総務学事課長。

総務学事課長 続きまして34ページをお願いします。10款6項4目、「学校給食費」は、安全・安心な学校給食を提供しつつ、令和8年度から、小学校の給食費について、国と県の事業により、基準額までの負担軽減が実施される予定にありますが、基準額を超える部分を市が支援することにより、小学校の給食費の無償化を実施します。また、中学校の給食費については、物価高騰の影響を踏まえ、保護者負担の軽減を図るため、引き続き給食費の一部を支援します。以上で、議案第6号の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。28、29ページでご説明いただいたICT活用教育事業の端末更新についてでありますけれども、これは耐用年数の期日が来たということなののでしょうか。また、今使っている機材との入れ替えになるのでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

教育長 はい、班長。

総務学事課主幹兼学事指導班長 はい。学習用端末の更新につきましては耐用年数は超えておる状況で、年次計画、県の方の共同調達の計画もありまして、それに令和8年度での更新をかねてより申請しておりましたので、その予定どおりの更新ということになります。今使っている端末と交換という形をとります。

教育長 よろしいでしょうか。はい、委員。

委員 多分あの機種が最適なのだろうと思いますけれども、この数年間ずっと子どもさんたちの使い方を見ていますと、大きくて重いというのが印象でありまして、今後の更

新にいたっては、どのような機種が入るものなののでしょうか。

教育長 はい、班長。

総務学事課主幹兼学事指導班長 はい。計画しているのは、同じ Chromebook というもので重さは特に変わらないと思います。今、持ち帰り等で家庭学習にも使っていただいている状況ですので、あまり薄く軽いものになりますと、破損の不安もありますし、最低限必要な機種を選定したいと思っております。

教育長 はい、委員。

委員 はい。多分軽いだけとか使いやすいだけが全てではないと思いますが、町探検などで子どもさんたちが探検バックに入れて持ってくる端末にしては非常に重そうに見えまして、もう少し軽く、今我々が使ってるようなタブレットに近いものであればいいなと思っているのですが、丈夫さも兼ね備えてとなればああいう Chromebook 的な今までと同じようなものになるのであれば致し方ないのですが、進化するのであれば少し軽快な動きができる端末がいいかなと思いますが、そこら辺のところはやはり権道性というものを重視された結果だということでしょうか。

教育長 はい、班長。

総務学事課主幹兼学事指導班長 はい。正直なところを言いますと価格の面もあります。補助があるものですので、その上限額にふさわしいというか、そういった機種ですと、今、最新のものでもやはりそれぐらいの重さがあるものになる予定です。まだどれというのが来年度、県との共同調達になりますので、今、一緒に調達する市町村とともに仕様をまとめているところであります。ただ、想定しているのは、やはり同じぐらいの重さのものになります。

委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

他にないようですので、議案第 6 号について、原案のとおり鹿角市長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育長 ご異議ないようですので、原案のとおり鹿角市長に申し出ることに決します。次に、議案第 7 号を議題とします。事務局、議案の説明をお願いいたします。総務学事課長。

総務学事課長 はい。35 ページをお願いします。議案第 7 号 鹿角市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る意見聴取について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、鹿角市長から、鹿角市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に係る意見聴取があったことから、教育委員会の意見について議決を求める。令和 8 年 2 月 26 日提出。鹿角市教育委員会 教育長。

本日、お配りいたしました「鹿角市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（案）」が、明日の市議会に提案が予定されている条例（案）の内容となります。先日、総務部長等から、事前の説明がありましてとおり、法律に基づき教育委員会の職務権限とされている「文化財の保護」に関することを市長が管理し、執行するための条例（案）となります。条文のほか、附則により、現在教育委員会が所管している「先人顕彰館」、「歴史民俗資料館」、「出土文化財管理センター」、「大湯ストーンサークル館」の施設のほか、文化財保護条例を市長が所管することに伴い、所要の改正が行われる内容となります。この条例に対し、法律の規定に基づき、市長から教育委員会の意見を求めら

れましたので、先日の説明の際に、委員の皆さまからいただいた意見をまとめたものが今日、あわせて配布いたしました「回答」の案となります。委員の皆さまからは、賛成する部分もあるとの意見のほか、懸念することの意見もいただきましたので、回答案のとおり、4項目の意見を付したうえで、「同意する」案としております。4つの意見項目については、記載のとおりですが、読み上げさせていただきます。1. 現在指定されている文化財については、消滅しないよう引き続き適切な保存に努めるとともに、今後文化財となり得る多くの貴重な資源も残されていることから、調査・研究を進め、新たな文化財の指定を行うなど、文化財の保存が適切に行われるよう努められたい。2. 教育委員会のこれまでのノウハウが十分に引き継がれるよう、知見を有する専門職員の配置に配慮されたい。3. 文化財保護審議会については、引き続き専門分野の審議員により、活発な調査や提言を得られるよう留意されたい。4. 個人所有の文化財もあることから、文化財の全てが観光の分野に馴染むものでないことにも留意し、個人の文化財所有者に十分に配慮しながら取り組んでいただきたい。以上が、意見聴取に対する回答（案）となりますが、この会議において、審議いただき、さらに意見がございましたら、いただきたいと思います。そのうえで、最終的な回答とさせていただきます、教育委員会会議の議決による回答として、本日付けで市長に提出させていただきます。説明は以上となります。

教育長 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。はい、委員。

委員 はい。休憩をお願いします。

~~~~~（ 休憩中 ）~~~~~

**教育長** 休憩を解かせていただいてよろしいでしょうか。  
他にごございますでしょうか。総務学事課長。

**総務学事課長** この後の手続きの流れとしてまして、教育委員会からの意見を受けまして明日開会の市議会3月定例会に条例案が提出されることになっております。その後法律の規定に基づき、議会での議決のために、次は、議長から教育委員会に対して意見聴取が行われることになります。その議長に回答する教育委員会の意見の内容についても同様の内容とすることが合理的であると考えられますので、本日の教育委員会での意見の決定をもって、あわせて議会からの意見聴取に対しましても同様の回答とさせていただきます、ご了承いただきたいと思います。

**教育長** ただいまの総務学事課長の説明も踏まえて、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**教育長** ご異議ないようですので、原案のとおり決します。次に、議案第8号を議題といたします。本案件については、秋田県公立学校教職員の人事異動を議題としており、公開には適さないことから、鹿角市教育委員会会議規則第14条の規定により、「秘密会」として開催したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」）

**教育長** ご異議ないようですので、「秘密会」とすることに決します。  
ここで、担当以外の職員は退席しますので、暫時休憩いたします。

~~~~~ ( 休憩中 ) ~~~~~

※※※※※※※※※※※※※※※※ (秘密会中) ※※※※※※※※※※※※※※※※

(午後 1 2 時 4 5 分 閉会宣言)